

不存在による非公開決定通知書

大 I R 企 第 9 9 号
令和 5 年 2 月 1 6 日

カジノに反対する大阪連絡会
事務局長 荒田 功 様

大阪市長 松井 一郎



令和 5 年 2 月 2 日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書を保有していないため、公開しないことを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	<p>① I R 推進局の回答（令和 5 年 1 月 6 日付）で MGM 社のエドワード・バウワーズ CEO のギャンブル等依存症に関する大阪市会での発言を否定する内容「MGM 社に確認し」た経過がわかる一切のもの。</p> <p>② その回答文書の内容確認を MGM 社にした経過がわかる一切のもの。</p>
公開請求に係る公文書を保有していない理由	当局において、本件については電子メールにより確認を行っているが、事務処理上必要な期間が経過した時点で廃棄しており、当該公文書が存在しないため。
担当	I R 推進局企画課 総務・企画グループ (電話番号 06-6210-9236)
備考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求することができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。